

第6回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について

1 第6回文京区景観計画検討委員会での主な意見と対応について

検討委員会での主な意見		対応(案)	
はじめに	p.3 (3) ②の表現について	「これまでは」と過去形に修正しました。 ■p.3	
第1章	「(2) 歴史・文化」景観形成上の課題	「(2) 歴史・文化」の「景観形成上の課題」で、建物意匠に関する課題については、圧迫感に関する事項のみ記載されているが、寺町(p.15)にあるように、歴史・文化的資産との調和についての記載があった方がよいのではないか。	修正しました。 ■p.9
第3章	低層住宅地基準のイラスト	現行の景観事前協議における指導では、自動車は建物内に収めてもらうことが最も望ましいとしているので、道路に対してむき出しの状態の自動車を描かない方がよい。	修正しました。 ■p.55
	下町風情あるまち基準	住宅のガレージのシャッターや駐車場などがまち並みの中で見えてくると、景観的にはよろしくないと思うので、それらに対しての基準を盛り込めないか。	景観形成基準では、ガレージのシャッター等も含め、建築物の意匠全体についての基本的な基準を示したいと考えています。内容の詳細については、今後、ガイドラインを作成する中で検討していきます。 また、現在、根津においては、景観形成重点地区のモデル地区として検討を進めており、景観形成重点地区基準を定める際に検討していきます。
	幹線道路等基準のイラスト	「快適で潤いのある街路景観を創出する」の引き出し線で示している部分が分かりづらい。	修正しました。 ■p.63
「交差点に顔を向けた配置」が分かりづらい。		記載を削除し、ガイドラインにおいて記載することとしました。 ■ p.63	

	拠点基準のイラスト	「賑わいの連続性に配慮するよう・・・」 だけだと分かりづらいので、「オープンスペースや辻広場を設けるなど」を追記した方が良い。	修正しました。 ■p.65
	景観アドバイザーに関する表現について	p.88に「景観に関する見識・経験を持つ専門家（景観アドバイザー）」とあり、専門家が景観アドバイザーのみであるという限定的な書き方になっている。「（景観アドバイザー）」の記述を削除し、限定し過ぎない表現の方が良いのではないかと。 p.104にも景観アドバイザーの記述があるが、こちらはこのままで良い。	「（景観アドバイザー）」の記述を削除しました。 ■p.88
第7章	景観づくりの推進施策について	「（仮称）景観づくり団体の登録制度」について、「（仮称）景観づくり条例」の中に位置付けてみてはどうか。	破線内の記載については、今後検討していきたい取組の例を列挙しているものであり、条例において位置付ける段階のものではありません。 「（仮称）景観づくり団体の登録制度」については、今後、要綱等により整備していくことを考えています。
資料編	市街地の変遷の図面について	<ul style="list-style-type: none"> ・p.115のタイトルは「③平成」とあるのに、文章は昭和に関する内容が主である。平成に関する文章を入れた方が良い。 ・タイトルを「昭和～平成」などにし、年号は図の説明として記載してはどうか。 ・昭和の地図を入れられないか。 	タイトルを「③昭和～平成」と修正し、平成に関する内容を追記しました。 ■p.115 併せて、他の項目のタイトルを整理しました。 ■p.113、114
		<ul style="list-style-type: none"> ・p.114の地図に凡例を付けてほしい。 	修正しました。 ■p.114